

板橋区認知症支援連絡会要綱

(設置)

第1条 認知症の当事者が、尊厳と希望をもって同じ社会で生きることができるよう、認知症の早期発見や医療・介護・福祉などのサービスに適切につながるとともに、認知症に関する官・民の取り組みを当事者目線を持ち総合的な支援体制を構築するため板橋区認知症支援連絡会（以下、「連絡会」という。）を設置する。

(協議・検討事項)

第2条 連絡会は次の事項について協議・検討する。

- (1) 認知症に関する取り組みの推進
- (2) 認知症に関する取り組みにおける各関係機関の連携
- (3) 認知症に係る課題及びその解決策
- (4) 認知症の本人の希望や必要としていることを反映した取り組み

(構成員)

第3条 連絡会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 医師（認知症疾患医療センター医師を含む）
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 訪問看護ステーション看護師
- (5) ケアマネジャー
- (6) 医療ソーシャルワーカー
- (7) 民生児童委員
- (8) 認知症介護者家族会
- (9) 生活支援コーディネーター
- (10) 地域包括支援センター職員
- (11) 区職員
- (12) その他、区長が必要と認める者

(連絡会の運営)

第4条 連絡会の運営に必要な事項は、連絡会において協議のうえ定める。

(庶務)

第5条 連絡会に係る庶務は、おとしより保健福祉センターにおいて処理する。

付則（平成25年5月1日区長決定）

この要綱は、区長決定の日より施行する。

付則（令和5年5月18日区長決定）

この要綱は、区長決定の日より施行する。